

# 標準旅行業約款（募集型企画旅行契約）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

## 第1章 総 則

- （適用範囲）  
第1条 当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めどおりに適用します。この約款に定めない事項については、法令又は慣習で規定によります。
- 2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。（用語の定義）  
第2条 この約款（「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者が募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる選送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。）  
2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内の旅行をいい、「海外旅行」とは、国外の旅行をいいます。  
3 この約款で「募集型企画旅行契約」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が提供するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で締結した（郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを除いて締結する）募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対し有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債務又は債務、当該債務又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承認し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金等を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことを内容とする募集型企画旅行契約をいいます。
- 4 この約款で「カード利用料」とは、旅行者が当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。（旅行契約の内容）  
第3条 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、選送、宿泊機関等の提供する選送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅館を管理することを引き受けます。（手配代行者）  
第4条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配をして行う等その他の補助者に代行させることができます。

## 第2章 契約の締結

- （契約の申込み）  
第5条 当社が募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 2 当社に提出済みの申込をしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしてようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。
- 3 第5条の申込金は、旅行代金又は旅費預託金ではなく旅行の一部とて取り扱います。
- 4 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出してください。このとき、当社は可能な範囲内にこれに応じます。
- 5 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために了じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。（電話等による予約）  
第6条 当社は、電話、郵便、ツアーキャンピング、インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けています。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第1項又は第2項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出又は会員番号等を通知しなければなりません。
- 2 前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があったときは又は会員番号等の通知があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- 3 旅行者が第1項の期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。（契約締結の拒否）  
第7条 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。  
（1）当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。  
（2）旅費預託金等が募集予定期数に達したとき。  
（3）旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。  
（4）運賃契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。  
（5）旅行者が、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他反社会的勢力であると認められるとき。  
（6）旅行者が、当社に付して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関する脅迫的な言動等しく暴力を用いる行為又はこれらに類似する行為を行ったとき。  
（7）旅行者が、風説と誇張、自説を用いていそは能力を用いて当社の信頼を毀損し苦しむが当社の業務を妨害する行為又はこれらに類似する行為を行ったとき。  
（8）その他当社の業務上の都合があるとき。（契約の成立時期）  
第8条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承認し、第5条第1項の申込金を受領した時に成立するものとします。
- 2 運賃契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承認する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。（契約書面の交付）  
第9条 当社は、前条の定める場合の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に係る事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。
- 2 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅館を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

- （契約書面）  
第10条 前条第1項の契約書面において、確定された旅行日程、選送若しくは宿泊機関の名前を記載しない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な選送機関の名前を記載して登録した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのばって7日目）に当たる日以前に募集型企画旅行契約の申込がなされた場合にあっては、旅行開始日まで当該契約書面に定める日までに、これらの登録状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。
- 2 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者がから問い合わせがあったときは、確定書面の交付であっても、当社は速やかに連絡してお問い合わせに回答します。
- 3 第1項の確定書面を交付した場合には、前条第2項の規定により当社が手配し旅館を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。（情報伝達の技術を利用する方法）  
第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に係る事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に対して、情報伝達の技術を利用して各自該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記載されたことを確認します。
- 2 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記載するためのファイルが読み取れないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供する限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。（旅行代金）  
第12条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。
- 2 通航契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の旅券への旅行者の署名をして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行開始日とします。

## 第3章 契約の変更

- （契約内容の変更）  
第13条 当社は、天災地変、地震、暴風、豪雨、選送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画に上らない選送サービスの提供その他の当社の命令としない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ適切やかに当該事由が発生し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にも説明します。（旅行代金の変更）  
第14条 募集型企画旅行契約を実施するに当たり利用する選送機間にについて適用を受ける選送料、料金（以下この条において「選送料・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の基準の際に示した時点において有効なものとして公示されていている選送料・料金に比べ、通常想定される基準を大幅に超過して選送料・料金が該該される場合においては、当社は、その相違又は該該される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することがあります。
- 2 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのばって15日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。
- 3 当社は、第一項の定める通常選送料・料金がなされたときは、何項の定めるところにより、その少額割引を適用します。
- 4 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその受け受けなかった旅行サービスに対して取扱料、追加料等その他の費用に支払い、又はこれらに支払わなければならぬ費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合は、選送、宿泊機関等の旅館、部屋その他の旅館設備の不足が発生したことによる導入料（旅館料）には、当該契約の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することができます。
- 5 当社は、選送、宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の基準の後に当社の責に帰すべき事由によらず當初利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます。（旅行者の承諾）  
第15条 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。
- 2 旅行者は、前条に定める当社の承諾を認めようとするときは、当社が定めた用紙に所定の事項記入の上、承認の用紙の裏面と同様に、当社に提出しなければなりません。
- 3 第1項のうちの地位の譲渡は、旅行者の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

## 第4章 契約の解除

- （旅行者の解約権）  
第16条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解約することができます。通航契約を解約する場合には、当社は、提携会社のカードにより所定の旅券の在庫への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受けます。
- 2 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解約することができます。  
（1）当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第2上欄（左欄）に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- （2）第14条第1項の規定に基づいて旅行代金を支払ったとき。
- （3）天災地変、地震、暴風、豪雨、選送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可抗力となるおそれがあるときに限ります。
- （4）当社が旅行者に対し、第10条第1項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- （5）当社の旨に沿すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実績が

- 不向きとなつたとき。  
3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に沿すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかるわざず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができない部分に係る金額の旅行代金を払い戻します。ただし、前項の場合は当社の責に沿すべき事由によらず旅行者がにおいては、当該金額から、当該旅行サービスに対する取消料、選送料その他の他の費用を支払つた場合は、又はこれらに支払わなければならぬ費用に係る金額を差し引いたものを旅行代金に払い戻します。（当社の解約権と旅行開始前の解約）  
第17条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解約することができます。  
（1）旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- （2）旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- （3）旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は回復旅行サービスの実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- （4）旅行者が、契約内容に關する合理的範囲を超える負担を求めたとき。
- （5）旅行者の書類が契約書面に記載した最小旅行日数に達しないとき。
- （6）スキーを目的とする旅行における必要な旅館料等の旅行サービスの当該中止、官公署の命令その他の他の原因でない事由が生じたときに限ります。
- （7）天災地変、地震、暴風、豪雨、選送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の他の原因でない事由が生じたときに限ります。
- （8）通航契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
- （9）旅行者が第7条第5号から第7号までのいずれかに該当するときは、当該旅行に支払わないと見なす。
- 2 旅行者が第12条第1項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないと見なす場合は、当社に付し、前項第1項に定める取消料に相当する額の旅券料を支払わなければなりません。
- 3 当社は、第1項第5号に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解約しようとするときは、旅行開始前の前日から起算してさかのばって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）  
（18）当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができます。  
（1）旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- （2）旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための旅館料その他の者による当社の指示への違反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により固体行動の規律を失し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- （3）旅行者が第7条第5号から第7号までのいずれかに該当するときは、当該旅行に支払わないと見なす。
- （4）天災地変、地震、暴風、豪雨、選送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の他の原因でない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となつたとき。
- 2 当社が前項の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解約したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに明示した旅行サービスに該当するときは、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると判断したとき。
- 3 当社は、前項第1項に定める取消料に相当する額の旅券料を支払わなければなりません。
- （18）当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができます。  
（1）旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- （2）旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための旅館料その他の者による当社の指示への違反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により固体行動の規律を失し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- （3）旅行者が第7条第5号から第7号までのいずれかに該当するときは、当該旅行に支払わないと見なす。
- （4）天災地変、地震、暴風、豪雨、選送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の他の原因でない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となつたとき。
- 2 当社が前項の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解約したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに明示した旅行サービスに該当するときは、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると判断したとき。
- 3 当社は、前項第1項に定める取消料に相当する額の旅券料を支払わなければなりません。
- （18）当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができます。  
（1）旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- （2）旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための旅館料その他の者による当社の指示への違反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により固体行動の規律を失し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- （3）旅行者が第7条第5号から第7号までのいずれかに該当するときは、当該旅行に支払わないと見なす。
- （4）天災地変、地震、暴風、豪雨、選送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の他の原因でない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となつたとき。
- 2 当社が前項の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解約したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに明示した旅行サービスに該当するときは、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると判断したとき。
- 3 当社は、前項第1項に定める取消料に相当する額の旅券料を支払わなければなりません。
- （18）当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができます。  
（1）旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- （2）旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための旅館料その他の者による当社の指示への違反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により固体行動の規律を失し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- （3）旅行者が第7条第5号から第7号までのいずれかに該当するときは、当該旅行に支払わないと見なす。
- （4）天災地変、地震、暴風、豪雨、選送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の他の原因でない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となつたとき。
- 2 当社が前項の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解約したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに明示した旅行サービスに該当するときは、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると判断したとき。
- 3 当社は、前項第1項に定める取消料に相当する額の旅券料を支払わなければなりません。
- （18）当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができます。  
（1）旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- （2）旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための旅館料その他の者による当社の指示への違反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により固体行動の規律を失し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- （3）旅行者が第7条第5号から第7号までのいずれかに該当するときは、当該旅行に支払わないと見なす。
- （4）天災地変、地震、暴風、豪雨、選送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の他の原因でない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となつたとき。
- 2 当社が前項の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解約したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに明示した旅行サービスに該当するときは、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると判断したとき。
- 3 当社は、前項第1項に定める取消料に相当する額の旅券料を支払わなければなりません。
- （18）当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができます。  
（1）旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- （2）旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための旅館料その他の者による当社の指示への違反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により固体行動の規律を失し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- （3）旅行者が第7条第5号から第7号までのいずれかに該当するときは、当該旅行に支払わないと見なす。
- （4）天災地変、地震、暴風、豪雨、選送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の他の原因でない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となつたとき。
- 2 当社が前項の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解約したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに明示した旅行サービスに該当するときは、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると判断したとき。
- 3 当社は、前項第1項に定める取消料に相当する額の旅券料を支払わなければなりません。
- （18）当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができます。  
（1）旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- （2）旅行者が旅行